

山口市生活安全課からのお知らせ

令和8年2月14日(土)から

住居表示による住所の変更を予定しています。

住居表示実施区域にお住まいの皆様へ

令和8年2月14日(土)から、この地域(裏面地図)では、住居表示の実施により、住所の表し方が変わります。住居表示は、わかりやすく、目的地を探しやすい住所にすることで、住みやすいまちづくりを進めるものです。

住居表示に伴うお手続き等、ご負担をおかけいたしますが、事業の趣旨をご理解いただき、円滑な事業実施にご協力賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

●実施までのスケジュール

令和7年 8月～11月	現地調査	住居表示業務受託業者による現地調査
12月下旬	新住所(案)通知	新住所(案)の通知及び手続き資料の送付
令和8年 1月上旬	説明会	住居表示実施に関する説明会
1月中旬	決定通知書配布	住居番号決定通知書等配布
2月14日(土)	住居表示実施	事前に住居表示板・街区表示板等取付

【住居表示の実施により】

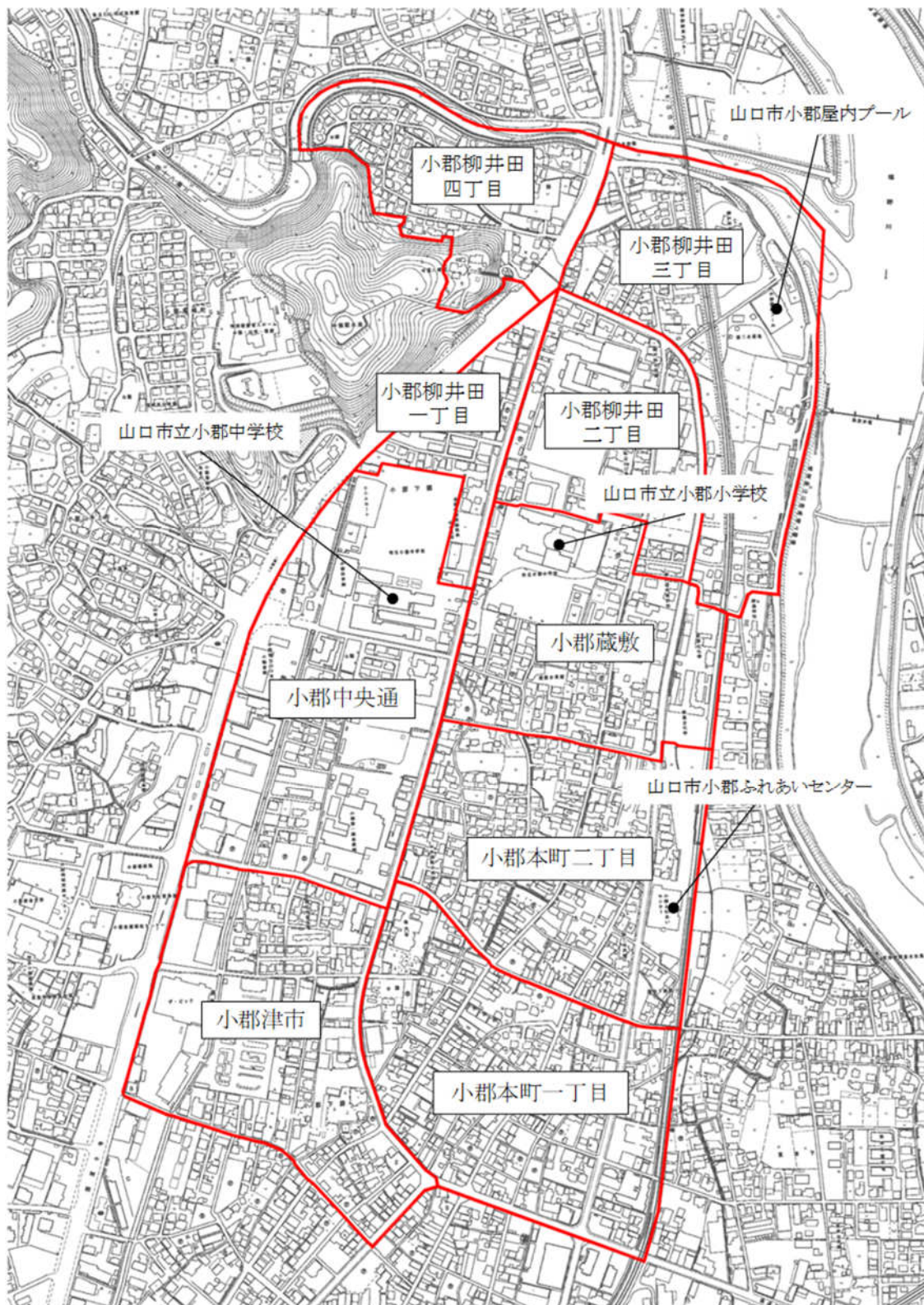
■新住所は、山口市(新しい町名)〇番〇号になる予定です。

■運転免許証の住所変更手続き等、必要な手続きがあります。手続きの詳細については、資料をお送りします。また、令和8年1月の説明会でもご説明させていただきます。

【問合せ先】 山口市 生活安全課 電話：083-934-2986

(FAX：083-934-2702
E-mail：seikatu-a@city.yamaguchi.lg.jp)

新町名・町割(案)



凡 例	
	町の区域の境界線